

第 28 回愛媛県本人確認情報保護審議会 次第

日時：令和 7 年 2 月 4 日（火）14：00～

場所：愛媛県庁本館 4 階 ドーム会議室

1 開会

2 愛媛県本人確認情報審議会会長の互選について

3 会長挨拶

4 会長職務代理者の指名について

5 議事

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステムの稼動状況等について
- (2) セキュリティ対策について
- (3) 住民基本台帳法施行条例及び愛媛県個人番号の利用に関する条例の改正について
- (4) その他

6 閉会

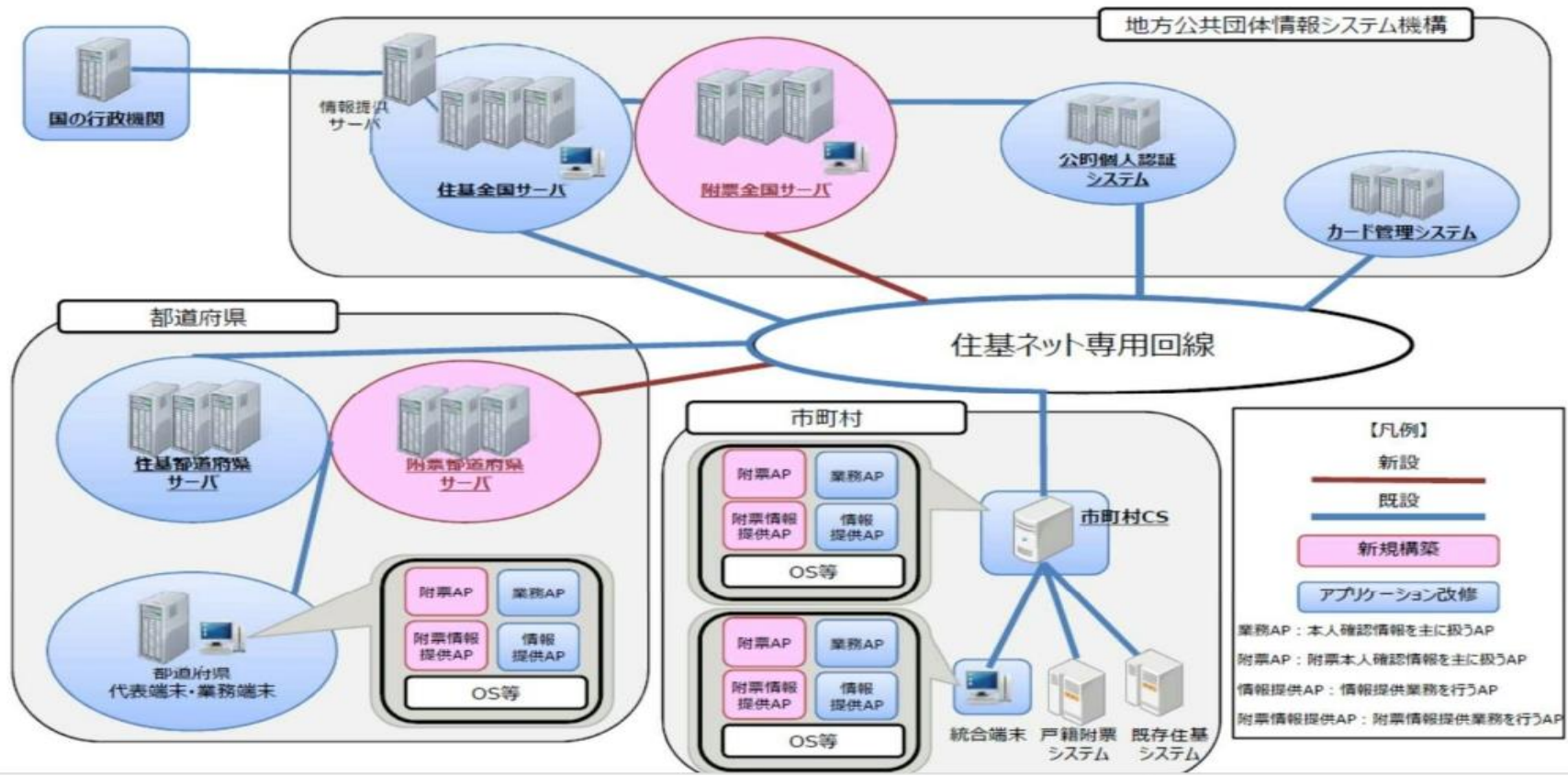
(資料1)

住民基本台帳ネットワークシステムの 稼働状況等について

住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)

- 住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムを構築。
 - 市町村は都道府県、都道府県は地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に本人確認情報を送信
 - 本人確認情報及び附票本人確認情報の提供先及び利用可能事務は法律又は条例で限定
- ⇒ **住基ネットは市町村と都道府県が連携して構築しているシステム**
- 都道府県は、市町村及び地方公共団体情報システム機構と連携して住基ネットの運営を行う

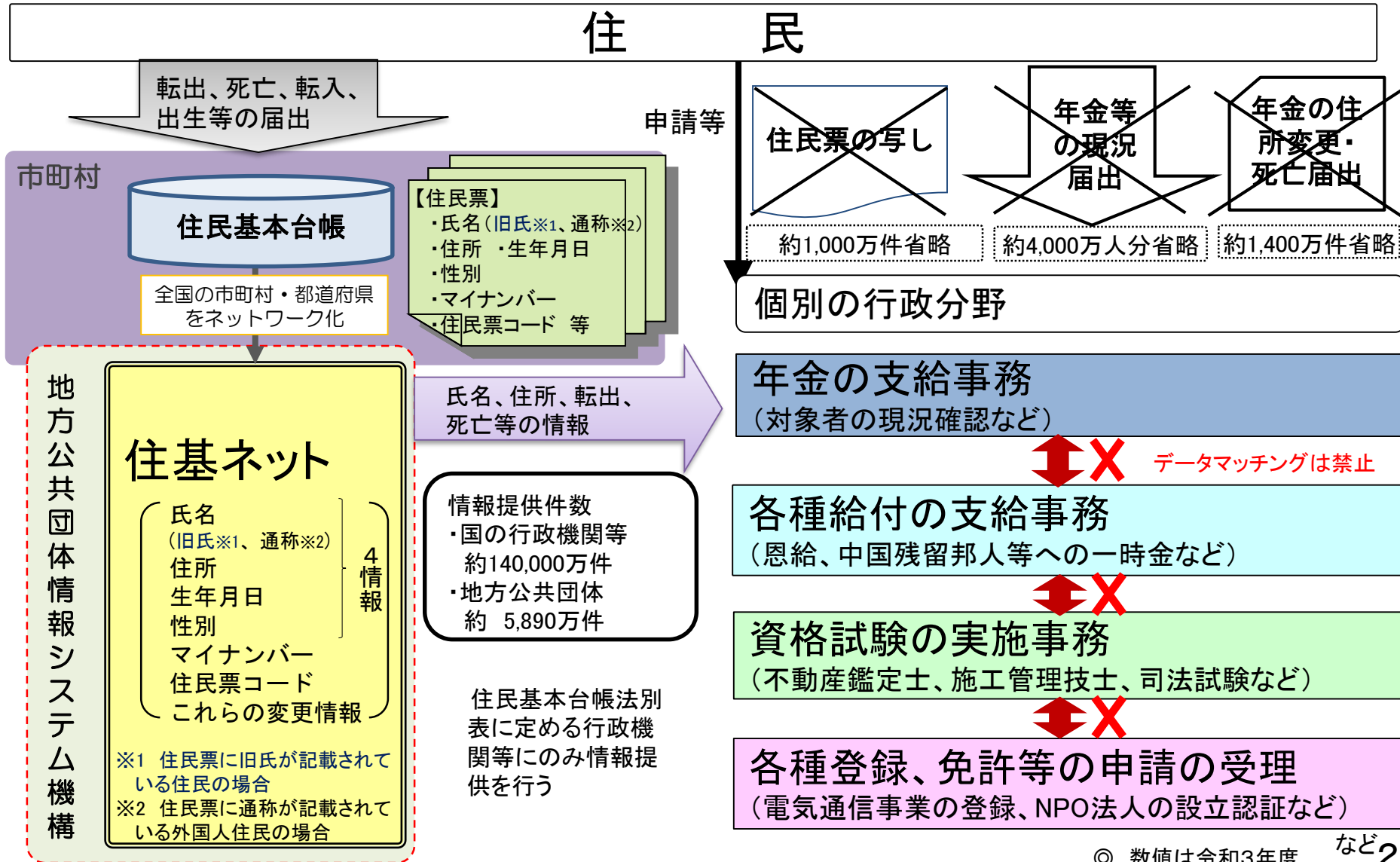
住民基本台帳法の改正概要(附票連携システム)



住民基本台帳ネットワークシステムの概要

平成11年8月 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」公布
平成14年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第1次稼働
平成15年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第2次稼働
平成23年5月 住基ネット訴訟終結（札幌訴訟勝訴最高裁確定）

（住民への住民票コード通知開始、行政機関への本人確認情報の提供）
（住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化）

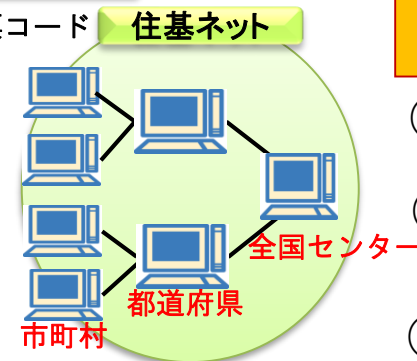


住民基本台帳ネットワークシステムの役割

1 国の行政機関等への（附票）本人確認情報の提供

（附票）本人確認情報：氏名・生年月日・性別・住所、マイナンバー、住民票コード

- ① 国の行政機関等に対して本人確認情報を提供 → **年間約14億件**
（年金支給事務、司法試験の実施など）
- ② 地方公共団体に対して本人確認情報を提供 → **年間約5,890万件**
（パスポートの発給、税務事務など）



情報提供

① ②



行政機関

③

住民票の写し

④

年金受給権者の
住所変更届、死亡届

⑤

年金受給権者の
現況届

不要



- ③ 行政手続における住民票の写しの省略
→ **全国で年間約1,000万件程度**（パスポートの受給申請、免許等の申請など）
- ④ 年金受給権者・被保険者※の住所変更届、死亡届の提出を省略
→ **全国で年間約1,400万件程度**（※平成30年3月から住基ネットの利用開始）
- ⑤ 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略 → **全国で年間約4,000万人分**

2 住基法上の事務における市町村間の情報のオンライン化

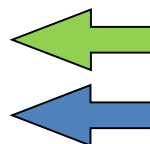
住基ネットの活用により、市町村間の情報伝達が迅速となり、秘匿性・安全性も向上

（例）転入通知

：従来、郵送にて行われていた転入地市町村から転出地市町村への「転入通知」 **年間約490万件（約530万人分）** をオンライン化



転出地市町村



転入通知

✕ 郵送

専用回線



転入地市町村

マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということを確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号(マイナンバー)

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られるマイナンバーを指定し、通知書※により本人に通知（※通知カードはR2.5に廃止）

マイナンバーカード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きのマイナンバーカードを交付
- マイナンバーカードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイナポータル(※)で、情報連携記録を確認
- マイナンバーの取扱いを監視・監督する個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

（平成29年7月～試行運用開始／11月～本格運用開始）

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとにマイナンバーやそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

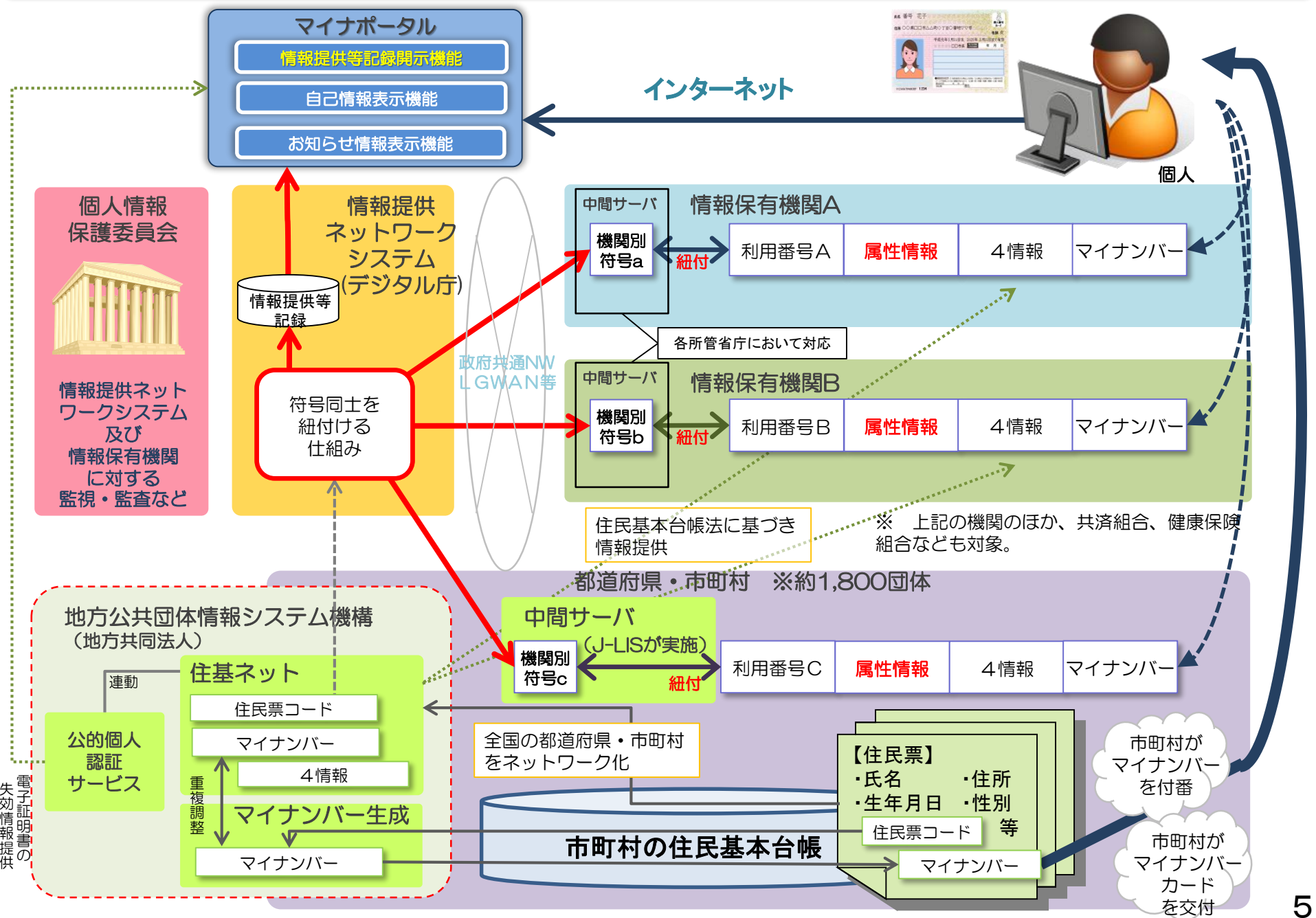
※マイナポータル…国民一人一人に用意されたポータルサイトで、行政機関への各種申請や行政機関からののお知らせ（プッシュ型）サービスが可能。

個人番号(マイナンバー)の利用分野 ※利用内容は一例

社会 保障 分野	年金分野	・年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	・雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ・ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	・医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 ・生活保護の実施等に利用 ・福祉分野の給付を受ける際に利用 ・低所得者対策の事務等に利用 ・特定健診、保健指導に関する事務に利用 ・予防接種に関する事務に利用
税分野		・国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 ・当局の内部事務等に利用 ・預金口座に付番し、税分野で利用
災害対策分野		・被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用・被災者台帳の作成に関する事務に利用
その他		・国家資格等の登録に利用 ・各種免許の利用

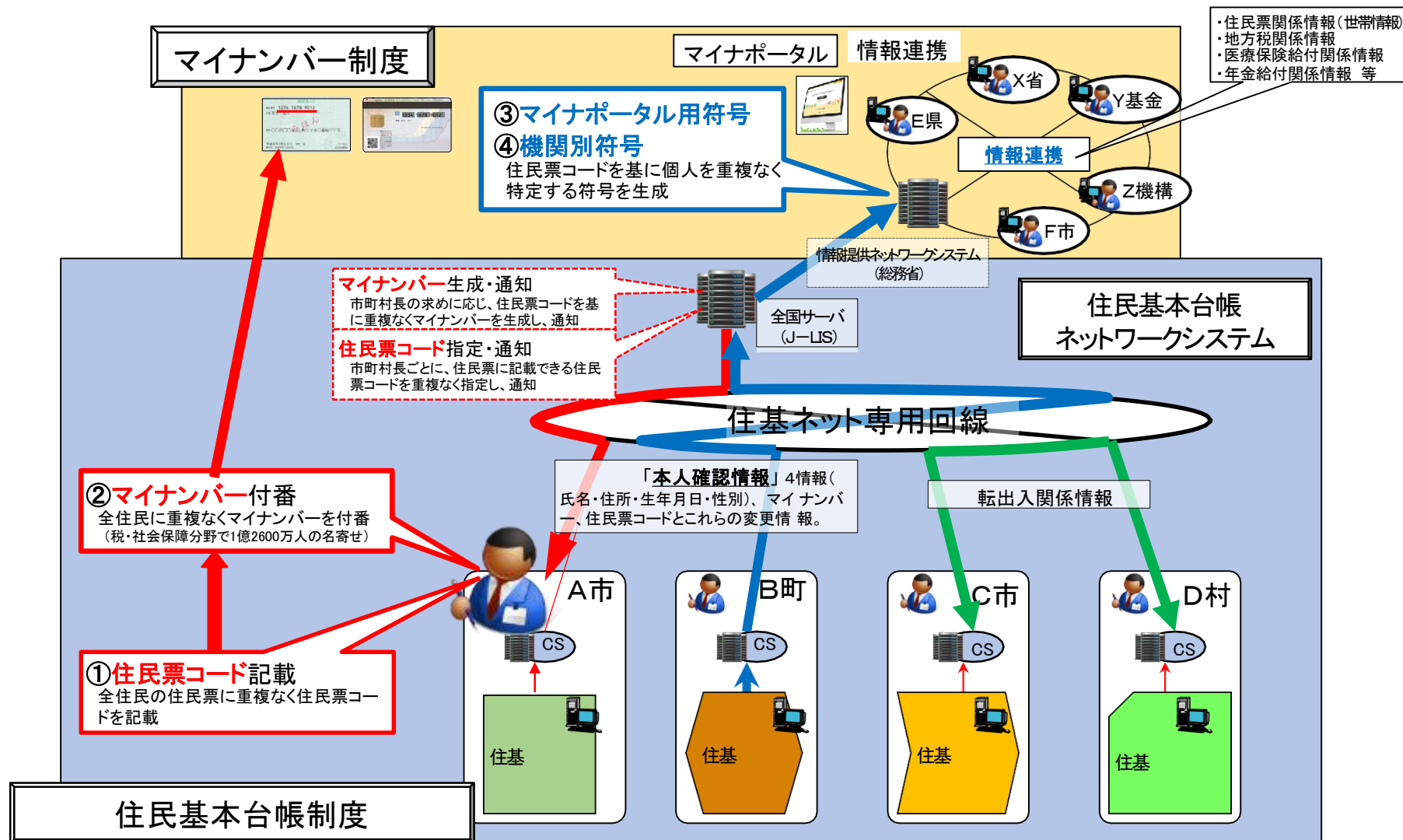
- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他の事務であって条例で定める事務に利用（第9条第2項）。（令和6年5月27日施行）

マイナンバー制度における情報連携の全体像



マイナンバー制度を支える住民基本台帳ネットワークシステム

○住民基本台帳ネットワークシステムは、マイナンバー制度の基礎となる重要なシステム。全住民に重複なく指定される住民票コードは、マイナンバーや情報連携に用いる機関別符号の生成の基礎となっている。

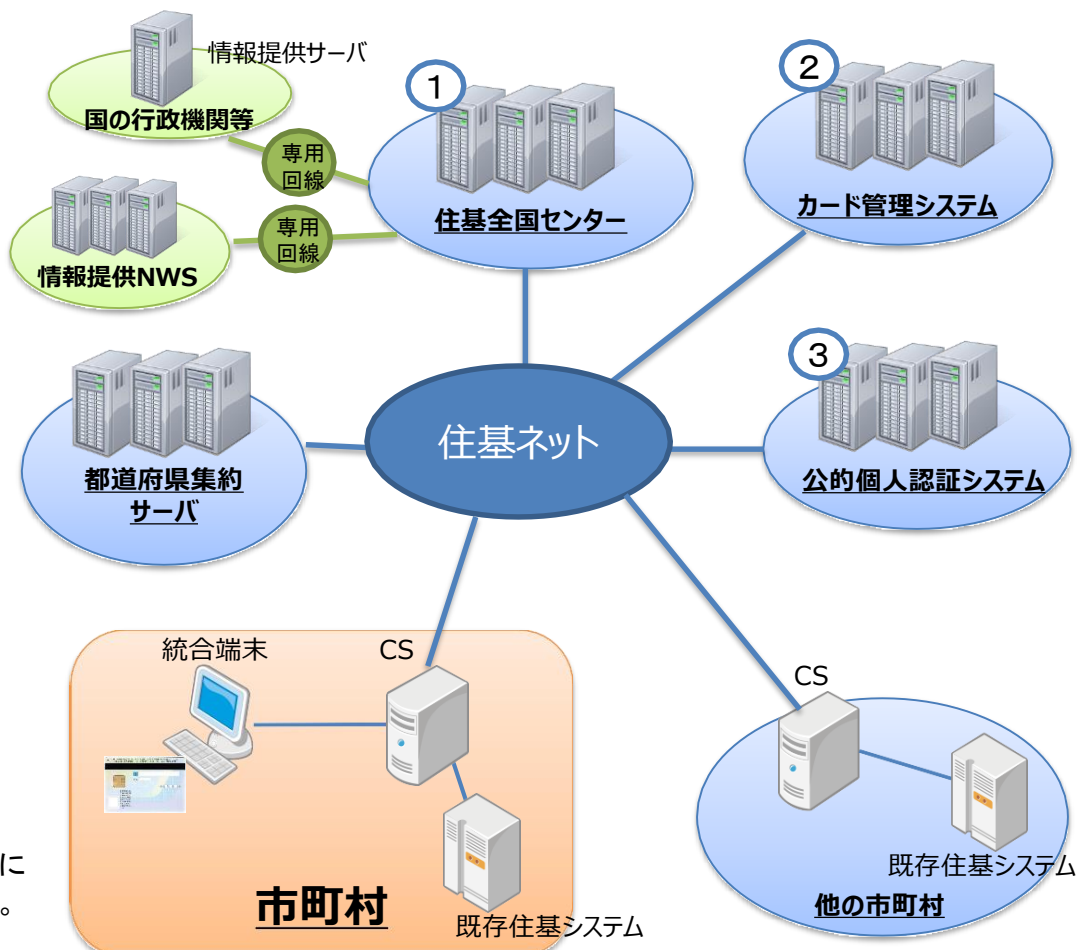


住基ネット回線を利用する市町村の主なマイナンバー制度関係業務

- マイナンバー制度の導入に伴い、住基ネット回線を利用して処理する業務が追加。具体的には、マイナンバーの付番、マイナンバーカードの交付・管理、マイナンバーカードに搭載される電子証明書（公的個人認証）の発行、情報連携等で用いる機関別符号の生成等である。
- 住基ネットは、市町村の区域を越えた本人確認のためのシステムや転出入の事務処理に用いるネットワークという従来の位置づけに加え、マイナンバー制度の骨格をなす重要なシステムとなっている。

① 住基全国センターと通信を行う業務

- ・ 本人確認情報の検索
→ マイナンバーカード等の提示を受け、マイナンバーを確認することが困難な場合、全国センターにマイナンバーの真正性を確認。
- ・ マイナンバーの付番
→ 全国センターへマイナンバーの生成を要求。全国センターからマイナンバーとすべき番号を市町村に通知。
- ・ 機関別符号の取得要求
→ 全国センターに対し情報連携で用いる機関別符号の取得を要求。全国センターは情報提供NWSに符号生成に必要な住民票コードを通知。



② カード管理システムと通信を行う業務

- ・ マイナンバーカードの交付、管理
→ マイナンバーカードの交付前設定作業やマイナンバーカードを発行している住民の把握等。

③ 公的個人認証システムと通信を行う業務

- ・ 電子証明書の発行
→ 転入により住所が変更となった場合など、マイナンバーカードに搭載する新しい電子証明書を公的個人認証システムから取得。

国の機関等への本人確認情報の提供状況（機構が保有している全国の本人確認情報の提供状況）〔直近10年間〕

（令和6年3月末現在）

番号	提出先	事務	15～25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	合計
①	地方公務員共済組合 地方議会議員共済会 等 国家公務員共済組合	共済年金の給付支給	255,968,118	26,460,005	26,798,587	30,593,516	28,493,221	28,049,470	29,094,900	29,785,310	29,535,481	28,760,445	28,423,078	566,436,065
②	総務省（人事・恩給局）	恩給法等による年金給付支給	43,505,905	2,239,016	1,970,998	1,722,618	1,478,218	1,260,014	1,057,949	880,110	724,216	580,073	448,470	60,763,149
③	日本年金機構（旧社会保険庁）	国民年金被保険者資格の取得届出等	1,763,976,281	537,399,424	546,043,775	551,061,886	617,252,108	1,225,195,279	1,262,183,499	1,323,832,356	1,323,005,800	1,330,025,527	1,334,041,678	11,499,221,892
④	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による年金支給	22,333,264	2,716,866	2,847,160	3,814,581	3,188,620	3,357,411	3,427,020	3,515,534	3,704,983	3,894,306	4,312,243	57,960,390
⑤	厚生労働省（社会・援護局）	戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金給付支給 等	1,917,667	60,227	59,295	44,702	38,409	38,034	27,662	23,709	20,410	15,725	12,292	2,393,515
⑥	（財）全国建設研修センター （財）日本建設機械化協会 他	建設業技術検定等	2,319,819	229,291	207,844	188,619	197,849	224,316	246,162	235,354	218,067	220,907	233,966	4,688,242
⑦	厚生年金組合・指定基金	厚生年金給付支給等	12,713,030	2,245,837	2,318,063	2,355,723	2,375,170	2,400,434	2,400,524	2,374,816	2,301,822	2,247,353	2,181,082	37,993,105
⑧	総務省（総合通信基盤局）	船舶局無線従事者証明等	313,948	28,797	29,861	30,862	29,957	33,078	30,917	27,084	30,168	29,931	37,501	639,572
⑨	地方公務員災害補償基金	公務災害等に対する補償等	15,502	1,827	1,472	1,368	2,280	2,435	1,991	2,673	2,866	3,447	4,341	39,078
⑩	法務省	後見登記、不動産登記及び司法試験	217,975	30,786	29,404	27,523	26,932	26,510	26,709	30,375	34,389	36,626	42,902	546,486
⑪	財務省	関税法関係	1,657	241	329	567	758	916	973	759	831	1,670	1,532	9,257
⑫	内閣府	特定非営利活動促進法関係	5,360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,360
⑬	文部科学省	高等学校等就学支援金の支給 等 ※2	1,015	20	19	23	19	18	55,851	23,888	21,605	15,290	11,791	117,932
⑭	国土交通省	建設業法、宅地建物取引業法等による許可、免許等	12,106	875	1,011	700	2,003	1,408	265	632	1,203	3,439	6,264	26,021
⑮	気象庁	気象業務法による登記	3,973	366	271	284	303	21	0	0	0	0	0	5,967
⑯	農林漁業団体職員共済組合	農林漁業団体共済年金の給付支給	17,134,013	2,280,246	735,674	1,014,312	1,247,897	495,449	654,656	413,984	66,566	102,560	14,127	28,332,980
⑰	独立行政法人環境再生保全機構	アスベスト（石綿）健康被害救済給付支給等	52,682	7,303	7,797	8,294	9,624	10,713	10,714	8,546	9,604	10,823	11,395	148,681
⑱	厚生労働省（労働基準局）	業務災害・通勤災害に関する保険給付の支給等	104,934	72,744	39,589	1,251,135	1,490,766	1,466,536	1,773,720	1,499,150	1,254,172	1,228,235	1,203,555	10,280,451
⑲	国民年金基金連合会	国民年金の給付支給	719,626	444,486	489,547	534,359	564,455	600,496	625,622	664,624	690,640	718,919	733,029	6,772,400
⑳	企業年金連合会	厚生年金の給付支給	901,217	1,484,835	3,684,471	13,408,376	3,141,682	3,063,114	3,000,976	3,189,365	3,091,096	3,419,441	3,680,813	39,285,790
㉑	外務省	外国面会交流援助等		493	500	299	209	269	283	421	191	285	247	2,950
㉒	国税庁	国税の納付義務の確定等			1,028,201	74,384,538	27,726,257	20,887,997	18,662,131	22,119,754	20,350,040	22,368,240	20,114,771	207,527,158
㉓	預金保険機構	預金等に係る債権の額の把握					111	0	20	0	0	0	0	131
㉔	日本学生支援機構	学資の貸与及び支給					49,395	1,111,250	2,112,646	2,692,946	2,694,957	2,740,613	2,636,283	11,401,807
㉕	厚生労働省（職業安定局）	失業等給付の支給					8,112,582	10,015,462	24,521,522	11,423,131	4,332,102	4,318,432	3,871,267	62,723,231
㉖	その他機関 ※3					20,929,944	6,166,025	3,912,851	4,888,155	100,752,223	16,449,016	9,821,094	156,269,752	162,919,308
合 計			2,122,218,092	575,703,685	586,293,868	701,374,229	701,594,850	1,302,153,481	1,354,804,867	1,503,496,744	1,408,540,225	1,410,563,381	1,558,292,379	12,760,240,918

※1 H15年度はH14.8～15.3

※2 令和元年度から「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律による交付」に加えて「高等学校就学支援金の支給」に利用開始

※3 令和2年度から

・「社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替機関」による「加入者情報の管理等に関する事務」が利用開始（R2年度：約10,563千件）
・「被災者生活再建支援法人」による「被災者生活再建支援金の支給に関する事務」が利用開始（R2年度：約2千件）
「社会保険診療報酬支払基金」による「情報の収集又は整理に関する事務」がR1年度から約85,303千件増加（約4,859千件→約90,162千件）

県による本人確認情報の利用状況(累計)

平成14年4月～令和6年12月末

区分	利用先	事 務	H14～ H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	提供件数 (累計)
住 基 法 に よ る 利 用	職員厚生課	恩給法による年金給付支給に関する事務	3,928	789	698	626	557	503	457	396	296	258	223	192	181	135	100	103	71	9,513
	私学文書課	高校無償化法による就学支援金の支給に関する事務															1,430	4,832	7,526	13,788
	県民生活課	特定非営利活動推進法に基づく認証等に関する事務					28	43	19	14	24	27	32	27	13	27	16	18	33	321
	消防防災 安全課	危険物取扱者免状記載事項書換え申請に関する事務	22	16	13	21	10	11	17	9	12	6	1	6	5	2	5	5	1	162
		電気工事士免状記載事項書換え申請に関する事務		1	1			7	3	79	140	814	755	818	699	957	823	644	369	6,110
		液化石油ガス法による免状の交付に関する事務										1								1
	環境・ゼロカーボン推進課	フロン排出抑制法に基づく個人情報確認事務	4				1			10	15	24	3	7	18	13	19	11	9	134
	保健福祉課	生活保護法による保護の決定及び実施等に関する事務									1,292	88	37		90	79	97	1,181	33	2,897
	健康増進課	被爆者に対する医療特別手当等の支給に関する事務	3,964	949	930	874	825	772	55	1,782	786	728	682	1,782	6,655	6,047	5,578	10,030	6,961	49,400
		障害自立支援法による給付又は事業の実施に関する事務									17,527	7,679		1						25,207
		児童福祉法による里親の認定、登録等又は徴収に関する事務(小児慢性特定疾病医療費)									883	128	150		17	11	4	7	1	1,201
		難病法による特定医療費の支給に関する事務									12,538	18,188	941	36	1,126	536	341	668	4	34,378
		精神保健福祉法による措置の実施又は手帳交付に関する事務									7,908	2,962								10,870
	子育て支援課	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務										156	4	1						161
		児童福祉法による助産の実施又は保護の実施に関する事務									4									4
		児童福祉法による里親の認定、登録等又は徴収に関する事務(入所費負担能力の認定)									862	145								1,007
		母子父子寡婦福祉法による資金の貸付け等に関する事務									2,331	579	7	8	21	7		772	471	4,196

県による本人確認情報の利用状況(累計)

平成14年4月～令和6年12月末

区分	利用先	事 務	H14～ H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	提供件数 (累計)
住基法による利用	障がい福祉課	特別児童扶養手当法等による手当の支給等に関する事務										128								128
		児童福祉法による里親の認定、登録等又は徴収に関する事務(障害児入所給付費)									127	52	34	48	27	31	7,149	10,999	17,382	35,849
		身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務									46,627	1,274	1,657			3,124		97,413	1,201	151,296
		知的障害者福祉法による知的障害者の判定に関する事務															23,265	38,057	49,489	110,811
	長寿介護課	戦没者等の妻への支給法の知事実施に関する事務									9									9
		戦没者等遺族弔慰金支給法の知事実施に関する事務								36	146	76								258
	国際交流課 特別旅券窓口	一般旅券の新規発行申請等に関する事務	141,308	26,546	20,019	181	120	85	47	53	4		1			4	1			188,369
	観光国際課	通訳案内士法に基づく通訳案内士登録証等交付事務	2	4	6	4	1	3	4	3	7	5	4	3	2		2	3	2	55
		住宅宿泊事業法による届出に関する事務											22	15	12	4	10	22	18	103
	経営支援課	大規模小売店舗立地法による店舗新設の届出に関する事務														1				1
	畜産課	家畜商売許証申請等に係る個人情報確認事務	4	1		2					1	3	4		3	1	2	1	2	24
	労政雇用課	職業能力開発促進法による技能検定等に関する事務															1		1	2
	都市計画課	不動産の鑑定評価に関する法律に基づく不動産鑑定業者の登録等に関する事務		2	4	1	1	2	5	2	1	3	2	5	1	2	1	3	4	39
	教育総務課 教職員厚生室	恩給法による年金給付支給に関する事務	11,976	1,009	877	743	638	535	470	384	276	243	200	168	158	134	108	117	89	18,125
	保健体育課	学校保健安全法による医療に要する費用の援助に関する事務									20									20
	高校教育課	高校無償化法による就学支援金の支給に関する事務															8,500	7,591	5,982	22,073
	特別支援 教育課	特別支援学校就学奨励法による経費の支弁に関する事務									1,586	1,596	3,771							6,953
	税務課	地方税法等による地方税の賦課徴収又は調査に関する事務									19,136	17,628	16,125	13,882	11,393	11,457	11,595	13,848	12,389	127,453
		地方法人税特別税法による賦課徴収又は調査に関する事務									19	76	30							125
	小 計		161,208	29,317	22,548	2,452	2,181	1,961	1,077	2,768	112,577	52,867	24,685	16,999	20,421	22,572	59,047	186,325	102,038	<u>821,043</u>

県による本人確認情報の利用状況(累計)

平成14年4月～令和6年12月末

区分	利用先	事 務	H14～ H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	提供件数 (累計)
条例による利用	職員厚生課	恩給条例による年金給付支給に関する事務		52	58	41	35	32	32	33	31	28	25	20	28	13	8	10	8	454
	子育て支援課	誤払い又は過渡しの児童扶養手当の返納請求に関する事務		1		5	1		1											8
		母子寡婦福祉資金貸付金償還金の徴収に関する事務		10	2				125	159	164	29								489
	障がい福祉課	心身障害者扶養共済年金の加入申請及び受給者の現況届等に関する事務		1,339	1,373	1,459	1,424	1,471	1,875	1,508	1,545	1,661	1,683	1,580	15,598	18,800	18,859	20,632	14,408	105,215
	教育総務課 教職員厚生室	奨学金の返還金の徴収に関する事務		116	298	84	182	222	364	310	155	175	473							2,379
		恩給条例による年金給付支給に関する事務		28	21	16	18	20	20	29	12	12	12	20	3	4	1		2	218
	県立病院課	県立病院の料金で未収のものの徴収に関する事務		16	85	8						1,734	1,460	1,371	1,280	716	397	375	161	7,603
	監査事務局	住民監査請求の受理等に関する事務		35	1		14	43	4	3		4	6	1	7	2		1		121
	公安委員会	放置違反金の納付命令又は徴収に関する事務							102	119	74	87	100	106	20	4	9	75	56	752
	特別支援教育課	特別支援学校への修学のための経費支弁に関する事務											70							70
	税務課	県税の賦課徴収に関する事務				28,295	27,774	17,241	18,625	20,124										112,059
	各市町税務担当課	市町税の賦課徴収に関する事務				888	1,048	997	7,093	1,149										11,175
	小 計			1,597	1,838	30,796	30,496	20,026	28,241	23,434	1,981	3,730	3,829	3,098	16,936	19,539	19,274	21,093	14,635	<u>240,543</u>
	合 計		161,208	30,914	24,386	33,248	32,677	21,987	29,318	26,202	114,558	56,597	28,514	20,097	37,357	42,111	78,321	207,418	116,673	<u>1,061,586</u>

(資料2)

セキュリティ対策について

住基ネットに係るセキュリティ対策（本県の取組）

1. 職員の意識改革のための対策

研修	日程等	内容	備考
住民基本台帳ネットワークシステム利用業務担当課長研修及び従事者研修（WEB）	R6. 4. 5 課室長31名 従事者118名	・ 住基ネットの概要 ・ 住基ネットにおける情報セキュリティ対策 ・ 住基ネットの運用方法 ・ マイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）の取扱い 等	住基ネット利用ID発行のためには、所属長と事務担当者の両方が研修を受けていることが条件。 受講後、WEBで理解度テスト

2. 適正な利用方法の徹底のための対策

- ・ 調査対象一覧表の作成
- ・ 住基ネット利用前後に所属長による確認

3. チェック体制の強化のための対策

- ・ 利用業務担当課において、内部チェックを行い、毎月 1 回、市町振興課に報告
- ・ 市町振興課で本人確認情報提供件数のチェック
- ・ 運用管理状況調査の実施

市町振興課において、住基ネットの操作履歴（ログ）と調査対象者一覧表の突合

【本庁】年 1 回

【地方局・支局】年 4 回（うち 1 回は地方局地域政策課職員による実地調査も実施）

住基ネットに係るセキュリティ対策（市町への取組）

	内容	備考
市町現地運用状況調査	各市町における住基ネットの運用状況について、現地調査を実施し、市町のセキュリティ対策のフォローアップを実施 対応に不十分な点が見受けられた場合、指導を行い、その場で改善指示	チェックリストによる自己点検結果で改善が必要な項目について、改善状況を確認。 R6: 今治市、大洲市、新居浜市、四国中央市（年4団体程度実施）
住基JPKI監査（リモート監査）【外部監査】の促進及び立会	外部監査に立会い、現地運用状況調査とあわせて、今後の市町のセキュリティ対策のフォローアップを実施	今年度は西予市・西条市が実施
住基JPKI監査（リモートヒアリング）の促進及び立会	リモートヒアリングに立会い、現地運用状況調査とあわせて、今後の市町のセキュリティ対策のフォローアップを実施	今年度は宇和島市、八幡浜市、上島、久万高原町、松野町、愛南町が実施
緊急時対応訓練の実施	住基ネット緊急時対応計画における市町や関係機関の対応作業の検証等を行い、住基ネットのセキュリティ向上を図ることを目的として実施	事前に訓練の日時・内容を知らせない抜き打ち訓練として実施 (R6. 8. 6)

住基ネットに係るセキュリティ対策（全国的な取組）

	対象	内容	備考
住基ネットセキュリティ担当者説明会	全都道府県	・住基ネットの概要 ・チェックリストによる自己点検及び住基JPKI監査関連業務について 等	総務省及び地方公共団体情報システム機構による研修 【都道府県】WEB会議 【市区町村】動画視聴
住民基本台帳制度関係事務担当者説明会	全都道府県 全市区町村	・住民基本台帳制度をめぐる最近の状況 ・自治体情報システムの標準化・セキュリティ対策について 等	
住基ネット及びにそれに接続している既設ネットワークに関する自己点検	全都道府県 全市区町村	重要点検項目を示したチェックリスト（総務省から配付）を利用し自己点検及び改善計画の作成	自己点検の実施結果等について、総務省によるヒアリングあり
実機調査	全市区町村	CS及び統合端末のセキュリティ関連設定等の設定値が適正かどうか地方公共団体情報システム機構が確認	地方公共団体情報システム機構と個人番号センター運用管理センターの共同による「住基JPKI監査関連業務」として実施
リモート監査（住基JPKI監査）	市区町村 （約100団体）	自己点検の点検結果について、地方公共団体情報システム機構が委託した監査法人によるリモートでの外部監査	
リモートヒアリング	市区町村 （約600団体）	住基関連のセキュリティ対策の対応状況、JPKI業務の実施状況等について、Webによるヒアリング（簡易監査） ※R6 宇和島市、八幡浜市、上島町、久万高原町、松野町、愛南町	
オンラインセミナー	市区町村	住基セキュリティ及びJPKI業務の内部監査に関するオンラインセミナー	

参考： 情報セキュリティ対策（本県の取組）

【研修】

	研修名	対象	内容	備考
必須	新規採用職員研修	新規採用職員	・ 県職員として必要な情報セキュリティー一般	県研修所における研修 （講師 スマート行政推進課職員）
	デジタルシフト推進員研修	デジタルシフト推進員 （各所属原則1名）	・ デジタルシフト推進員の役割と基本的な事項について ・ セキュリティ対策について 等	動画による研修 デジタルシフト推進員は受講必須（「デジタルシフト推進員設置要領」）
	情報セキュリティー内部研修	全所属の全職員	・ 情報セキュリティー対策の必要性 ・ 愛媛県情報セキュリティーポリシー ・ 情報セキュリティーとは ・ 本県における情報セキュリティー対策 等	情報セキュリティー管理者（各課室長）による内部研修 情報セキュリティーの自己点検及び自己点検に基づく改善対策の実施を併せて行う
業務に 応じて	個人情報及び特定個人情報等の取扱いに関する教育研修	所属長、個人情報及び特定個人情報事務取扱担当者	・ 愛媛県個人情報及び特定個人情報等の取扱いに関する管理規程全般 ・ 特定個人情報の適正な取扱いについて	管理規程に基づく研修 （職場）
	リモートラーニングによるデジタル人材育成のための基礎研修	所属長 デジタルシフト推進員 ほか	・ デジタルリテラシー習得コース ・ 情報セキュリティーコース ・ 個人情報保護コース	地方公共団体情報システム機構による研修（eラーニング）
	eラーニングによる情報連携に向けた研修	個人番号利用事務担当者 システム管理担当者	・ マイナンバー制度 ・ 情報連携 ・ セキュリティ対策 等 （計7コース うち1つはシステム管理者編）	総務省によるeラーニング研修

(資料3)

住民基本台帳法施行条例及び愛媛県個人番号の利用に関する条例の改正について

1 背景

マイナンバー法等の一部改正法の概要 (令和5年法律第48号)

今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化。デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正を行う。

【改正のポイント】

1. マイナンバーの利用範囲の拡大

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

- 理念として社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用の推進を図る。
※具体的な利用事務の追加は、従来通り法律改正で追加
- 具体的には、理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務において、マイナンバーの利用を可能とする。

⇒ 各種事務手続における添付書類の省略等

2. マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し

(マイナンバー法、住民基本台帳法)

- 法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限り）についても、マイナンバーの利用を可能とする。
※個別の法律の規定に基づく事務は、従来通り法律改正で追加
- 法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能とする。
※情報連携が行われた記録は、マイナポータル上で照会可能

⇒ 新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能に

3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化

(マイナンバー法、医療保険法)

- 乳児に交付するマイナンバーカードについて顔写真を不要とする。
- 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療等を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する。

⇒ すべての被保険者の円滑な保険診療を可能に

4. マイナンバーカードの普及・利用促進

(マイナンバー法、公的個人認証法、住民基本台帳法、郵便局事務取扱法)

- 在外公館で、国外転出者に対するマイナンバーカードの交付や電子証明書の発行等に関する事務を可能とする。
- 市町村から指定された郵便局においても、マイナンバーカードの交付申請の受付等ができるようにする。
- 暗証番号の入力等を伴う電子利用者証明を行わずに、利用者の確認をする方法の規定を整備する（例：図書館等での活用）。

⇒ マイナンバーカードを申請・取得できる選択肢の拡大及び利用の促進

5. 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

(戸籍法、住民基本台帳法、家事事件手続法、マイナンバー法、公的個人認証法)

- 戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加。
- マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加。

⇒ 公証された振り仮名が各種手続での本人確認で利用可能に



6. 公金受取口座の登録促進(行政機関等経由登録の特例制度の創設)

(公金受取口座登録法等)

- 既存の給付受給者等（年金受給者を想定）に対して書留郵便等により一定事項を通知した上で同意を得た場合又は一定期間内に回答がなく、同意したものと取り扱われる場合、内閣総理大臣は当該口座を公金受取口座として登録可能に。
(※1) 公金受取口座は給付のみに利用。
(※2) 事前・事後の本人通知に加え、広報で制度の周知徹底を図る。

⇒ デジタルに不慣れな方も簡易に登録が可能及び給付の迅速化

施行期日：公布の日から1年3月以内の政令で定める日（一部を除く。）

→令和6年5月27日

準法定事務の新設イメージ

○住民基本台帳ネットワークを利用できる事務

住基法 (法定事務)	住基条例 (独自利用事務)

【改正後】

住基法 (法定事務)	主務省令 (準法定事務※) R6/5/27新設	住基条例 (独自利用事務)

○マイナンバーを利用できる事務

マイナ法 (法定事務)	マイナ条例 (独自利用事務)

マイナ法 (法定事務)	主務省令 (準法定事務※) R6/5/27新設	マイナ条例 (独自利用事務)

準法定事務は同一内容

同時改正が望ましい。←

システム整備(R7年6月)までは、条例から削除できない。

* 条例で横出ししている県独自利用事務のうち、準法定事務※に移行するものは、規定不要となる。

2 概要

令和5年6月9日に住民基本台帳法及びマイナンバー法が改正され、住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認情報の提供並びに利用可能な法定事務及びマイナンバーネットワークによりマイナンバーの利用が可能な法定事務に準ずる事務として、「準法定事務」が設けられ、令和6年5月27日に、具体の事務が省令によって規定された。

(準法定事務)

個別の法律に基づかないもので、法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずるものについて、事務の性質が同一である事務に限定した上で、主務省令によりマイナンバーの利用を可能とするもの。

※準法定事務の指定についてはマイナンバー法及び住基法で同一

【具体例】

日本人に対する生活保護については法定事務で利用可能であるが、外国人に対する生活保護の事務は法律で定められていないため、行っている事務の性質は同一であるが条例で定めて使用をしていた。

(審議会)

住基法の改正にあたり、住民基本台帳法施行条例にて定める独自利用事務を削除するため必要な条例改正を行う。

3 関係法令

○住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令
別紙のとおり

4-1 愛媛県個人番号の利用に関する条例改正案

※現時点の改正案のため、変更が生じる場合がございます。

※下線の事務が条例から削除する事務

別表第1

執行機関	事 務
1 知事	<u>高等学校等の生徒の保護者等に対する奨学のための給付金（以下「高等学校等奨学給付金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>
2 知事	<u>高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項の高等学校等就学支援金に相当する支援金（以下「学び直し支援金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>
3 知事	高等学校の専攻科の生徒に対する修学のための支援金（以下「専攻科修学支援

	<u>金」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>
4 知事	<u>高等学校の専攻科の生徒の保護者等に対する奨学のための給付金(以下「専攻科奨学給付金」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>
5 知事	<u>外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収(以下「外国人生活保護の実施」という。)に関する事務であって規則で定めるもの</u>
6 知事	<u>ウイルス性肝炎の治療のため必要な医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
7 知事	<u>ウイルス性肝炎等の検査のため必要な医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
8 知事	<u>B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の治療のため必要な医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
9 知事	<u>特定疾患の治療のため必要な医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
10 知事	先天性血液凝固因子障害等の治療のため必要な医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
11 知事	20歳未満の者を扶養している者(配偶者のない者に限る。)に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に係る給付金(以下「高卒認定試験給付金」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
12 教育委員会	県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
13 教育委員会	<u>高等学校等奨学給付金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの</u>
14 教育委員会	<u>学び直し支援金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの</u>
15 教育委員会	<u>専攻科修学支援金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの</u>
16 教育委員会	<u>専攻科奨学給付金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの</u>
17 教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)であって教育委員会規則で定めるもの

18 知事又は 教育委員会	法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務
------------------	-------------------------

別表第2

執行機関	事 務	特定個人情報
1 省略	学び直し支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 知事	<u>外国人生活保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費若しくは障害児入所給付費の支給若しくは療育の給付、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等の支給、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>

<u>3</u> 省略		
<u>4</u> 省略		
<u>5</u> 省略		
<u>6</u> 省略		

4-2 住民基本台帳法施行条例に関する条例改正案

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
1～7 省略		1～7 省略	
8 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）別表第1の1の項及び2の項に掲げる事務		8 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）別表第1の1の項から11の項までに掲げる事務	
9 省略		9 省略	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
知事以外の執行機関	事 務	知事以外の執行機関	事 務
教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の3の項及び4の項に掲げる事務	教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の12の項から17の項までに掲げる事務
省略		省略	

(資料 3 別紙)

住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令

発令：令和6年5月24日号外総務省令第49号

最終改正：令和6年5月24日号外総務省令第49号

改正内容：令和6年5月24日号外総務省令第49号[令和 6 年 5 月 27 日]

○住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令

[令和六年五月二十四日号外総務省令第四十九号]

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五の二の規定に基づき、住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令を次のように定める。

住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令

第一条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条の十五の二第一項に規定する準法定事務処理者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項に規定する準法定事務のうち総務省令で定めるものは、同表の上欄に掲げる者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事務とする。

一 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮する者に係る生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収の取扱いに準じた事務であって次に掲げるもの 一 外国人であって生活に困窮する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 三 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う資料の提供等の求めの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 四 生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 五 生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 六 生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施のために必要となる外国人であって生活に困窮する者に関する情報の収集又は整理に関する事務 七 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還の対象となる外国人であって生活に困窮する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 八 生活保護法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
二 都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）	地域優良賃貸住宅制度要綱（平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知）の規定に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって次に掲げるもの 一 地域優良賃貸住宅制度要綱第七条に規定する入居者の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答 二 地域優良賃貸住宅制度要綱第九条に規定する地域優良賃貸住宅に係る賃貸借契

	約の解除に当たり必要な入居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
三 都道府県知事	「特定感染症検査等事業について」（平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」（平成二十六年三月三十一日付け健肝発〇三三一第一号厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室長通知）のウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領に規定する初回精密検査費用若しくは定期検査費用に係る請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
四 都道府県知事	「感染症対策特別促進事業について」（平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの 一 「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」（平成二十年三月三十一日付け健疾発第〇三三一〇〇三号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）に規定する医療給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する肝炎治療特別促進事業に必要な費用に相当する金額を交付することができない場合の医療費の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
五 都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの 一 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」（平成三十年七月十二日付け健肝発〇七一第二号厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知）に規定する参加者証の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する自己負担額の軽減を受けることができない場合の医療費若しくは助成額の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
六 文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの 一 「国の設置する高等学校等に係る高等学校等学び直し支援金の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する高等学校等学び直し支援金に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 「国の設置する高等学校等に係る高等学校等学び直し支援金の取扱いについて」に規定する高等学校等学び直し支援金に係る収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
七 都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの 一 「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する高等学校等学び直し支援金に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

	二 「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等学び直し支援金に係る収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
八 都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成二十六年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する給付金の給付に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
九 都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する給付金の給付に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
十 文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの 一 「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 「国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等専攻科修学支援金に係る収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
十一 都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和二年四月一日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの 一 「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等専攻科修学支援金に係る収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
十二 都道府県知事	「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱い」（平成十三年三月二十九日付け健疾発第二十二号厚生労働省健康局疾病対策課長通知）に規定する医療給付の申請若しくは医療受給者証に係る事項の変更の届出（以下この欄において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

第二条 法第三十条の十五の二第二項に規定する準法定事務のうち総務省令で定めるものは、次に掲げる事務とする。

- 一 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法の保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収の取扱いに準じた事務であって次に掲げるもの

- イ 外国人であって生活に困窮する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- ロ 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- ハ 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う資料の提供等の求めの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- ニ 生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- ホ 生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- ヘ 生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施のために必要となる外国人であって生活に困窮する者に関する情報の収集又は整理に関する事務
- ト 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還の対象となる被保護者外国人であって生活に困窮する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- チ 生活保護法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 二 地域優良賃貸住宅制度要綱の規定に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって次に掲げるもの
 - イ 地域優良賃貸住宅制度要綱第七条に規定する入居者の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答
 - ロ 地域優良賃貸住宅制度要綱第九条に規定する地域優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に当たり必要な入居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 三 「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」のウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領に規定する初回精密検査費用若しくは定期検査費用に係る請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- 四 「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの
 - イ 「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する医療給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - ロ 「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する肝炎治療特別促進事業に必要な費用に相当する金額を交付することができない場合の医療費の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- 五 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって次に掲げるもの
 - イ 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する参加者証の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - ロ 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」に規定する自己負担額の軽減を受けることができない場合の医療費若しくは助成額の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- 六 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの
 - イ 「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等学び直し支援金に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - ロ 「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等学び直し支援金に係る収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
- 七 高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて」に規定する給付金の給付に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はそ

の申請に対する応答

八 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて」に規定する給付金の給付に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

九 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの

イ 「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等専攻科修学支援金に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ロ 「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等専攻科修学支援金に係る収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

十 「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱い」に規定する医療給付の申請若しくは医療受給者証に係る事項の変更の届出（以下この号において「申請等」という。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

第三条 法第三十条の十五の二第三項に規定する総務省令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項に規定する準法定事務のうち総務省令で定めるものは、同表の上欄に掲げる者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事務とする。

一 都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの 一 「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等学び直し支援金に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等学び直し支援金に係る収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
二 都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて」に規定する給付金の給付に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
三 都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて」に規定する給付金の給付に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
四 都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって次に掲げるもの 一 「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等専攻科修学支援金に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて」に規定する高等学校等専攻科修学支援金に係る収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

附 則

この省令は、令和六年五月二十七日から施行する。

(資料4)

代表端末等の更改について

代表端末等の更改について

1. 代表端末等の更改予定について

県に設置している代表端末及び業務端末について前回の更改（R元）から6年が経過するため、R7年10月より新端末での運用を開始できるよう機器更改を行う。
※更改期間についてはJ-LISより標準更改期間（R7.9月～11月）を設定されており全都道府県がその期間に更改を行う。

2. 代表端末及び業務端末について

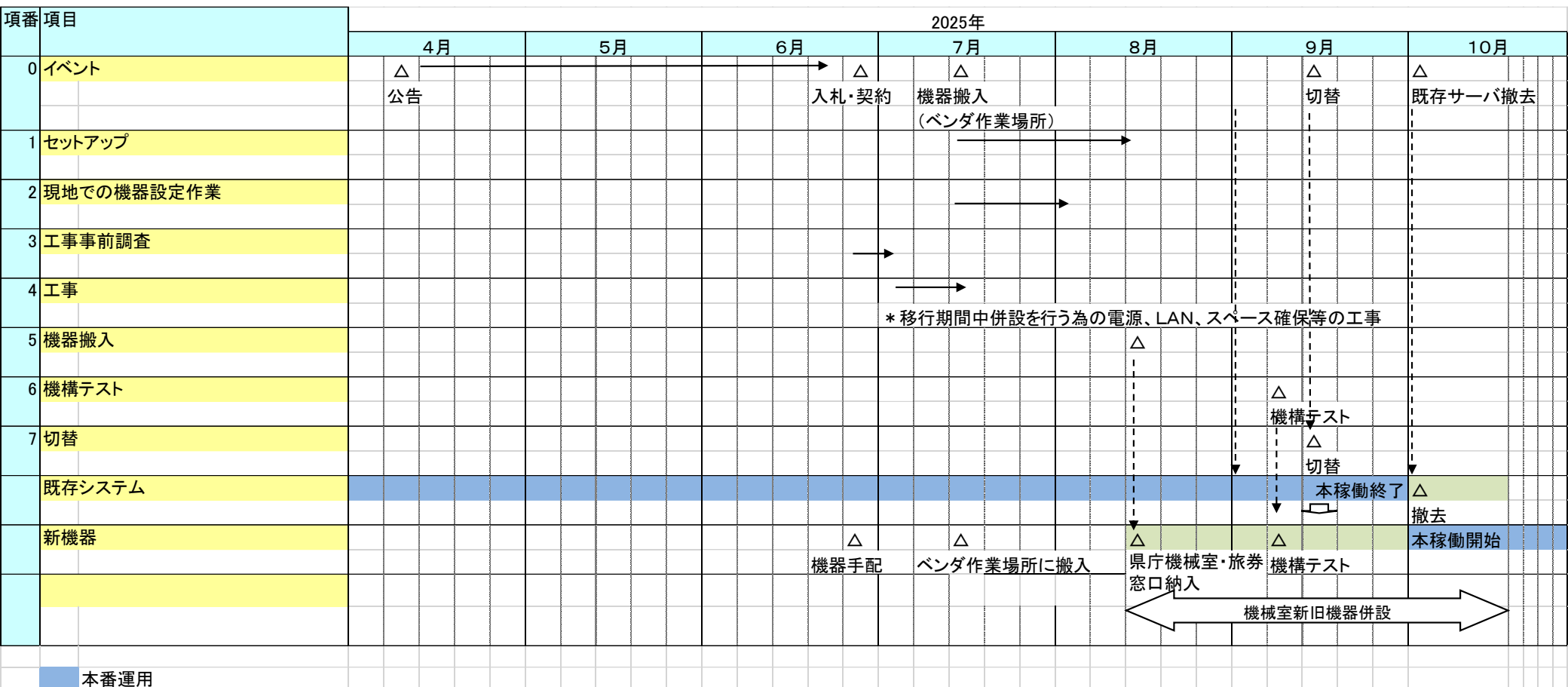
○代表端末は住民基本台帳ネットワークシステムのうち、都道府県サーバが処理をする情報の送受信を行い、都道府県サーバと業務端末を中継するため、本庁に設置するサーバ

○業務端末は住民基本台帳ネットワークシステムのうち、代表端末にネットワークで接続し業務を行う端末。（本庁・旅券窓口・地方局税務課に設置）

3. その他

- ・ 機器構成及びネットワーク構成について変更なし
- ・ 附票本人確認情報の運用開始及び今後の機能拡張を踏まえ、業務端末のメモリを増強する
- ・ Windows10のサポート期限がR7年10月14日までのためWindows11による運用

住民基本台帳ネットワーク機器更改スケジュール(案)



住民基本台帳ネットワークのシステム構成概要

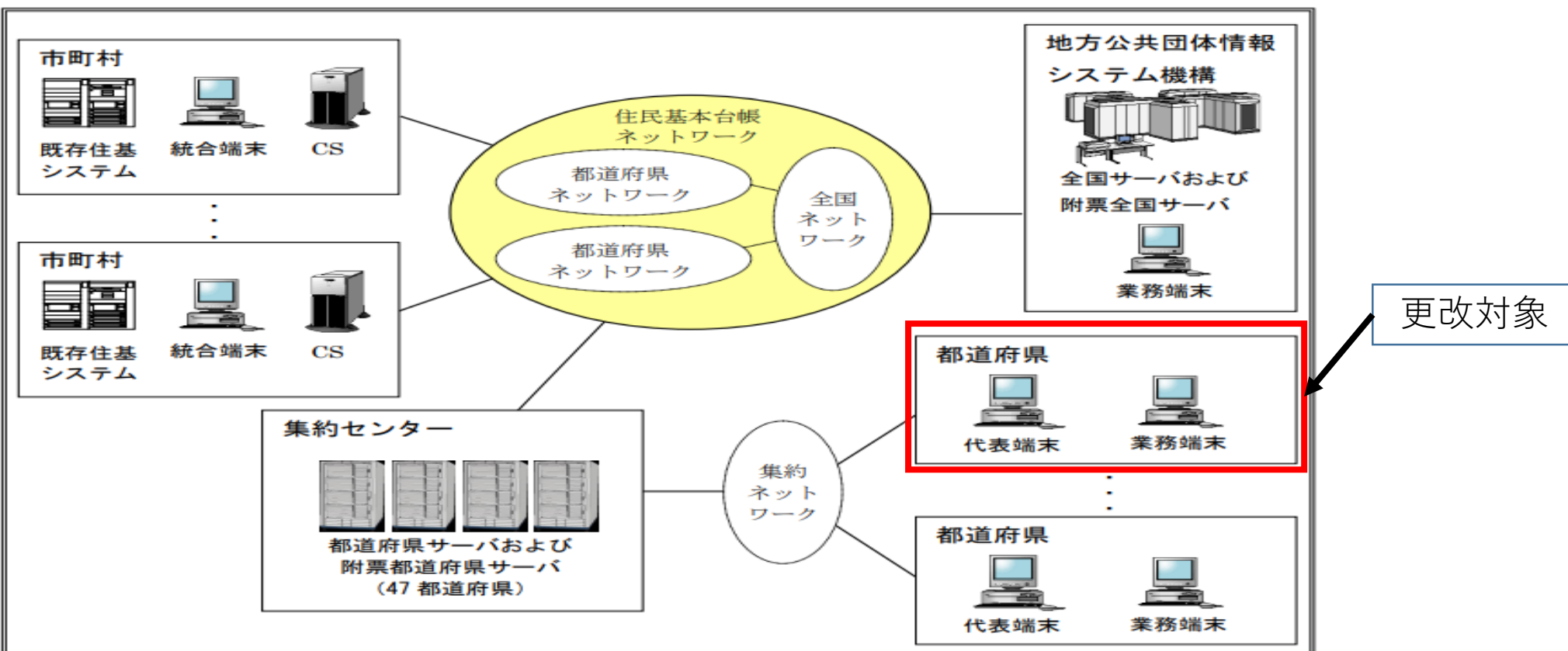


図 2-1 住民基本台帳ネットワークのシステム構成概要

(資料5)

住民基本台帳ネットワークに関する法改正等について

今年度の法改正に係る利用範囲の拡大について

1. 住基ネットの利用拡大に係る法改正について

マイナンバー法等の一部改正法の概要（令和5年法律第48号）

今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化。デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正を行う。

【改正のポイント】

1. マイナンバーの利用範囲の拡大

（マイナンバー法、住民基本台帳法）

- 理念として社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用の推進を図る。

※具体的な利用事務の追加は、従来通り法律改正で追加

- 具体的には、理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務において、マイナンバーの利用を可能とする。

⇒ 各種事務手続における添付書類の省略等

2. マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し

（マイナンバー法、住民基本台帳法）

- 法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る）についても、マイナンバーの利用を可能とする。

※個別の法律の規定に基づく事務は、従来通り法律改正で追加

- 法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能とする。

※情報連携が行われた記録は、マイナポータル上で照会可能

⇒ 新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能に

3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化

（マイナンバー法、医療保険各法）

- 乳児に交付するマイナンバーカードについて顔写真を不要とする。
- 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療等を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する。

⇒ すべての被保険者の円滑な保険診療を可能に

4. マイナンバーカードの普及・利用促進

（マイナンバー法、公的個人認証法、住民基本台帳法、郵便局事務取扱法）

- 在外公館で、国外転出者に対するマイナンバーカードの交付や電子証明書の発行等に関する事務を可能とする。

- 市町村から指定された郵便局においても、マイナンバーカードの交付申請の受付等ができるようにする。

- 暗証番号の入力等を伴う電子利用者証明を行わずに、利用者の確認をする方法の規定を整備する（例：図書館等での活用）。

⇒ マイナンバーカードを申請・取得できる選択肢の拡大及び利用の促進

5. 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

（戸籍法、住民基本台帳法、家事事件手続法、マイナンバー法、公的個人認証法）

- 戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加。

- マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加。

⇒ 公証された振り仮名が各種手続での本人確認で利用可能に



6. 公金受取口座の登録促進（行政機関等経由登録の特例制度の創設）

（公金受取口座登録法等）

- 既存の給付受給者等（年金受給者を想定）に対して書留郵便等により一定事項を通知した上で同意を得た場合又は一定期間内に回答がなく、同意したものとして取り扱われる場合、内閣総理大臣は当該口座を公金受取口座として登録可能に。

（※1）公金受取口座は給付のみに利用。

（※2）事前・事後の本人通知に加え、広報で制度の周知徹底を図る。

⇒ デジタルに不慣れな方も簡単に登録が可能及び給付の迅速化

施行期日：公布の日から1年3月以内の政令で定める日（一部を除く。）

→令和6年5月27日

1. 住基ネットの利用拡大に係る法改正について

- 本施策は、現行では紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係事務に対して、マイナンバー制度の活用により、各種申請手続のオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化を推進するものである。

2

今年度の法改正に係る利用範囲の拡大について

1. 住基ネットの利用拡大に係る法改正について

国家資格等のデジタル化に関する取組状況①

- ・税・社会保障等に係る以下の32資格は、個人番号利用事務に指定することにより、住基ネット・戸籍情報連携システムとの連携を行う。これらの資格は先行して国家資格等情報連携・活用システムによるデジタル化の検討を行い、令和6年度からの順次サービス開始を目指す。

①	医師	⑫	言語聴覚士	⑳	介護福祉士
②	歯科医師	⑬	臨床検査技師	㉑	社会福祉士
③	薬剤師	⑭	臨床工学技士	㉒	精神保健福祉士
④	看護師	⑮	診療放射線技師	㉓	公認心理師
⑤	准看護師	⑯	歯科衛生士	㉔	管理栄養士
⑥	保健師	㉐	歯科技工士	㉕	栄養士
⑦	助産師	㉑	あん摩マッサージ指圧師	㉖	保育士
⑧	理学療法士	㉒	はり師	㉗	介護支援専門員
⑨	作業療法士	㉓	きゅう師	㉘	社会保険労務士
⑩	視能訓練士	㉔	柔道整復師	㉙	税理士
⑪	義肢装具士	㉕	救急救命士		

今年度の法改正に係る利用範囲の拡大について

1. 住基ネットの利用拡大に係る法改正について

国家資格等のデジタル化に関する取組状況②

・2023 年（令和 5 年）に成立したマイナンバー法等の一部改正法に盛り込まれている社会保障等以外の分野を含む国家資格等の具体例（約50資格）

【内閣府】

- ・ 国家戦略特別区域限定保育士

【総務省・法務省・文部科学省・経済産業省】

- ・ 行政書士
- ・ 司法試験、司法試験予備試験
- ・ 教員
- ・ 情報処理安全確保支援士

【国土交通省（観光庁）】

9 住宅・建築関係

- ・ 一級建築士、二級建築士、木造建築士、建築物調査員、建築設備等検査員、建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者、マンション管理士

自動車関係

- ・ 自動車整備士

海事関係

- ・ 海技士、小型船舶操縦士、海事代理士、衛生管理者、救命艇手

観光関係

- ・ 全国通訳案内士、地域通訳案内士

【厚生労働省】

健康・医療関係

- ・ 精神保健指定医、保険医、保険薬剤師、死体解剖資格、調理師、理容師、美容師、給水装置工事主任技術者、製菓衛生師、クリーニング師、専門調理師、受胎調節実地指導員、登録販売者、衛生検査技師、建築物環境衛生管理技術者、医師少数区域経験認定医師、難病指定医（協力難病指定医）、小児慢性特定疾病指定医

雇用・労働関係

- ・ 職業訓練指導員、技能士、キャリアコンサルタント、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、特定社会保険労務士
- ・ 労働安全衛生法による免許
(第一種衛生管理者、第二種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、高圧室内作業主任者、ガス溶接作業主任者、林業架線作業主任者、特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定第一種圧力容器取扱作業主任者、発破技士、揚貨装置運転士、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、潜水士)



今後の法改正の方針について

2. 令和7年度の国の法改正の方針について

○令和6年度地方からの提案を受け住民票の省略など、住民の利便性向上のため、都道府県及び指定都市に対し聞き取り調査を実施

○来年度以降法改正等の必要な措置を経て各自治体で利用可能となる見込み

○調査を受け各省庁保管事務の36事務（別表）について住基ネットを利用可能とすることについて閣議決定

今後の法改正の方針について

(別表)

令和7年度に利用可能見込みの事務（都道府県のみ）

①	家畜人工授精所の開設の許可	⑧	河川法違反者等に対して行う監督処分
②	遊漁船業者の登録	⑨	流通業務団地造成事業の施行
③	畜舎建築利用計画の認定	⑩	市街地再開発事業の施行
④	採石業者の登録	⑪	防災街区整備事業の施行
⑤	砂利採取業者の登録	⑫	土地所有者等に対して行う土壌の特定有害物質による汚染の状況に係る調査の命令
⑥	使用済自動車の引取業者の登録	⑬	家畜人工授精師の免許に関する事務を処理
⑦	新住宅市街地開発事業の施行		

○現時点の予定のため事務の変更、都道府県が利用可能となるかについては未定